

公園伐採木の資源循環促進事業 実 施 要 領

(目的)

第1条 本要領は、公園樹木の維持管理に伴い発生する伐採木について、廃棄物として処分するのではなく、薪材等の資源として市民に提供し、有効利用を図るとともに、廃棄物の減量及び資源循環の促進に寄与することを目的とする。

(法的位置付け)

第2条 本事業において提供する伐採木は、薪材等としての利用を目的とした資源物として取り扱うものとし、単なる廃棄物の処分に該当しないよう適正に管理する。

2 本事業の実施にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令に抵触しないよう留意する。

(対象物)

第3条 提供対象とする伐採木は、次の号に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 公園管理に伴い発生した木材であること。
- (2) 薪材等として利用可能な形状（概ね長さ 1.0～2.0 メートル程度）に加工されていること。
- (3) 著しい腐朽、汚染等により利用に適さないものでないこと。

(提供対象者)

第4条 伐採木の提供を受けることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 市内在住者
- (2) その他市長が適当と認める者

(利用目的)

第5条 提供を受けた伐採木は、薪、燃料、工作材料等として自家利用するものとし、次の行為を禁止する。

- (1) 営利目的での転売
- (2) 不法投棄
- (3) その他本事業の趣旨に反する利用

(提供方法)

第6条 提供は次の方法により実施する。

- (1) 事前申込制とする。
- (2) 申込多数の場合は先着順とする。
- (3) 提供日時及び場所は別に定める。
- (4) 1人あたりの提供量は別に定める上限を超えないものとする。

(費用負担)

第7条 提供は原則として無償とする。

(品質及び責任)

第8条 提供する伐採木は天然資源であり、品質の均一性及び安全性を保証するものではない。

2 使用に伴い発生した事故、損害等については、提供を受けた者の責任において処理するものとする。

(遵守事項)

第9条 提供を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 指定された日時及び場所で受領すること。
- (2) 自己の責任において積み及び運搬を行うこと。
- (3) 周辺環境に配慮した利用を行うこと。

(記録管理)

第10条 市は、提供実績について、次の事項を記録し、適正に管理するものとする。

- (1) 提供日時
- (2) 提供量
- (3) 提供先

(その他)

第11条 本要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

本要領は、令和8年9月1日から施行する。

課長	専門監	G L	グループ員

公園伐採木（薪材等）提供申込書

令和 年 月 日

（宛先） 八 戸 市 長

私は、公園伐採木の提供を受けたいので、下記のとおり申し込みます。

氏 名	
住 所	
連絡先	

利用目的	☐ 薪（暖房・ストーブ）
	☐ キャンプ・アウトドア
	☐ DIY・工作
	☐ その他（ ）

受取希望日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
希望数量	約（ ）kg 又は 軽トラック（ ）台

確認事項 (同意の上☑)	☐ 本資材は廃棄物ではなく資源として提供されることを理解しました。
	☐ 品質（乾燥状態・樹種等）が不均一であることを了承します。
	☐ 積み込み・運搬・利用は自己責任で行います。
	☐ 転売を目的としたものではありません。
	☐ 不法投棄をしません。
	署 名（自署） _____

課長	専門監	G L	グループ員

令和 年 月 日

公園伐採木（薪材等）提供決定通知書

公園伐採木の提供を決定したので通知します。

八 戸 市 長
(公印省略)

1. 提供決定者

氏 名	
住 所	

2. 引渡日時及び決定数量

日 時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
数 量	約 () kg 又は 軽トラック () 台

3. 注意事項

- ・引渡日時を厳守のこと。(30分以上遅れた場合はキャンセルとします。)
- ・積込、運搬は自己責任で行うこと。(事故・ケガ等の責任は負いません。)
- ・引渡しの際には現地立会職員の指示に従うこと。

八戸市 公園緑地課
TEL 0178-43-9141